

令和4年6月24日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 古賀 誠 視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について6月14日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第37号議案 古賀市税条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法等の一部を改正する法律その他関係省令が、令和4年3月31日に公布され、その一部の規定については、令和5年1月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 不動産について、法務局が取り扱う登記事項証明書には登記名義人等の住所が記載されているが、誰もが取得可能であるため、登記名義人等がDV被害者等である場合は登記事項証明書の発行を通じて住所が漏れ、被害が生じる可能性がある。そのため、DV被害者等から法務局に申出があった場合、当該者に係る登記事項証明書に本来の住所を記載せず、本人の申出により住所に代わる事項を記載することとした。
市町村においても、固定資産税について、証明書等の交付の際にDV被害者等の本来の住所が第三者に漏れないように住所に代わる事項を記載するなど、所要の措置を講じなければならない。
2. DV被害者等による申請先は法務局になるが、本人もしくは代理人が申請を行うのか、本人の希望の住所にできるのかなどの詳しい手順や記載の方法は、今のところ法務局でも明確にされていない。
3. 上場株式等の配当や譲渡の所得について、現行制度では所得税と個人住民税申告において異なる課税方式の選択が可能だが、令和5年分の申告から課税方式を一致させ選択不可能となる。個人住民税は令和6年度分から適用となるとのこと。

【意見】

(賛成意見)

固定資産税に係る証明書の記載等について、DV被害者の安全を守るために有益な

ことであり、特に第三者に漏れて、再度被害につながらないように配慮されている。
詳細については、整理しながら進めていただきたいと思います、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第38号議案 古賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免措置について、令和4年度においても引き続き実施するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 令和4年度は国民健康保険税の減免額の10分の4を国が支援、10分の6が市の持ち出しとなる。昨年度も当初は同じような状況が示されていたが、全国市町村の要望等を踏まえて、国が年度途中で全額財政支援の方針を示し、結果的に令和3年度は10分の10の財政支援がなされた。市独自の減免措置については全額が市の負担となる。
2. 令和3年度の減免状況は、減免世帯数は国基準分が99件、減免額1,654万4,100円、市独自の1件、減免額25万8,600円となっている。

【意見】

（賛成意見）

国民健康保険税のコロナ減免措置が令和5年3月31日まで延長されることは、国民健康保険被保険者にとって非常に有益なものであると思う。今の財源負担割合は、国が10分の4、市が10分の6だが、国に100%出していただくことを望み、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。